

精神障害者保健福祉手帳

精神障害者保健福祉手帳は一定の精神障害の状態にあることを認定して手帳を交付することにより、精神障害者の社会復帰の促進と自立と社会参加の促進を図ることを目的としています。

<対象者>

精神疾患がある方のうち、精神障害のため長期にわたり日常生活又は社会生活への制約がある方を対象としています。（ただし、知的障害者の方は、療育手帳制度の対象となります。）

<障害等級>

障害の程度に応じて重度のものから1級、2級及び3級となります。

<申請方法>

該当する患者さんは、現在お住まいの市町村障害福祉担当課（札幌市の場合は区役所保健福祉課）に次の書類を添えた申請が必要です。

- ◇ 精神障害者手帳申請書
- ◇ 診断書（手帳）・・・指定自立支援医療機関で作成
- ◇ 写真（申請時から1年以内の撮影・縦4cm×横3cmで脱帽して上半身を写したもの）

診断書の代わりに精神障害により受給している「年金証書等の写し」でも申請できます。2年に1度更新の手続きが必要です。詳しくは申請窓口である市町村役場にお問い合わせください。

<手帳で受けられるサービス>

◇ 税金の控除・免除

- ①所得税・・・各税務署又は勤務先
- ②住民税・・・各市町村の住民税担当課
- ③相続税・贈与税・・・各税務署
- ④自動車税・自動車所得税・・・各総合振興局・各道税事務所
- ⑤軽自動車税・・・各市町村の税務担当課
- ⑥個人事業税・・・各総合振興局・各道税事務所

◇ 携帯電話の基本料金等の割引

手帳を持っている方は、手続きをすることにより、携帯電話使用料等の割引を受けることができます。・・・（窓口）各電話会社営業窓口

*対象外となるサービスもあります。

◇ NTT無料番号案内の減免

番号案内が無料となります。・・・（窓口）NTT東日本支店・各営業所

◇ NHK放送受信料の減免

NHKの放送受信料が減免される場合があります。・・・（窓口）NHK各放送局

◇ マル優制度

マル優制度を利用すると元金によって郵便貯金・銀行預金等の利息（利子）が非課税となります。・・・（窓口）各金融機関等・各税務署

◇ バス運賃の割引

バス運賃が割引される場合があります・・・（窓口）一部のバス事業者

（最寄りのバス事業者にお問い合わせください）

◇ 障害福祉サービス

- 介護給付
- 訓練等給付
- 地域生活支援事業

*市町村への利用申請・支給決定が必要です。・・・（窓口）各市町の障害福祉担当課